

平成23年6月29日法制審議会

新時代の刑事司法制度特別部会（第1回）における

法務大臣挨拶（要旨）

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会の第1回会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員及び幹事の皆様におかれては、御多用中のところ本会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび皆様には、時代に即した新たな刑事司法制度の在り方に関する諮問第92号についての調査審議をお願いしているところでございます。

21世紀を迎え、一連の刑事司法制度改革により裁判員制度が導入されるなど、我が国の刑事司法制度は、大きな変革を遂げつつあるところです。

もっとも、近年の情勢をみますと、昨年大阪地方検察庁における一連の事態においては、現在の刑事司法制度の構造を背景にして、検察官に取調べや供述調書を偏重する風潮があったのではないかとの指摘がなされております。

この問題については、本年3月まで私の下で開催された検察の在り方検討会議においても、熱心な御議論をいただき、その結果、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するための検討を直ちに開始するよう提言がございました。

そこで、この提言も踏まえて、諮問第92号を発したところ、本年6月6日に開催されました法制審議会第165回会議において、

当部会の設置をお決めいただき、本日その第一回目の会議を迎えたところです。

今回御審議いただく内容は、国民の生活にも影響する刑事司法全体の在り方に及ぶものであり、多数の専門家の方にも御参加いただいておりますが、専門家の知見だけでなく、それに加えて、広く国民の声を反映した審議を行っていただく必要があると考えております。

そのため、当部会には、刑事法の専門家に加えて、それ以外の正に各界の有識者の方々にも相当数加わっていただいたところであり、委員各位におかれましては、活発に御議論に参加していただきますようお願いいたします。

なお、録音・録画による被疑者取調べの可視化については、法務省内に政務三役を中心とする勉強会を設けて調査・検討を続けてきたところですが、今後できる限り早い時期に、その検討の成果を取りまとめ、実現を図ることとしております。この成果については、当部会にもお示しし、それをも踏まえた御審議をお願いしたいと考えております。

また、現在、検察当局で行われている取調べの全過程の録音・録画を含む試行の状況や、国家公安委員会委員長の研究会において進められている取調べの可視化や捜査手法の検討状況等につきましても、十分踏まえた御審議をいただきたいと存じます。

当部会において、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための幅広い御審議を賜り、できる限り早期にその形を明らかにしていただきますようお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。